

あしかがし障がい児者福祉プラン（第7期計画）

令和6(2024)～令和8(2026)

概要版

足利市では「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の3つを一体のものとして「あしかがし障がい児者福祉プラン」を策定しています。

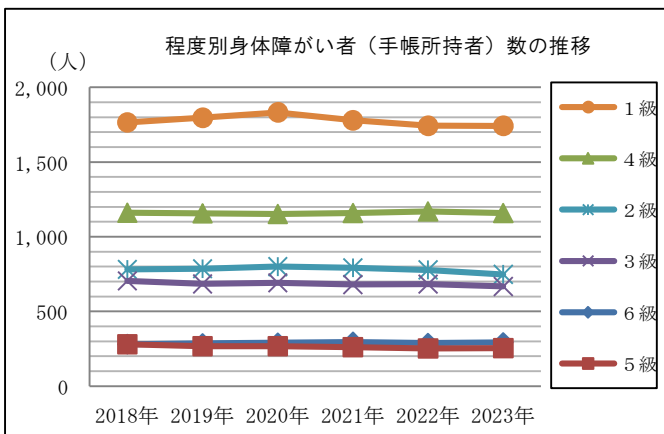
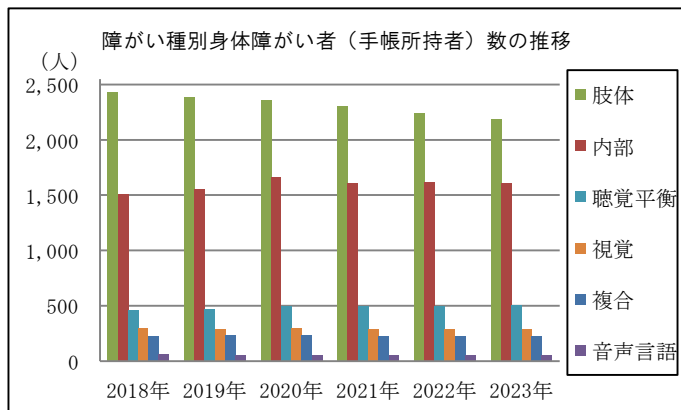
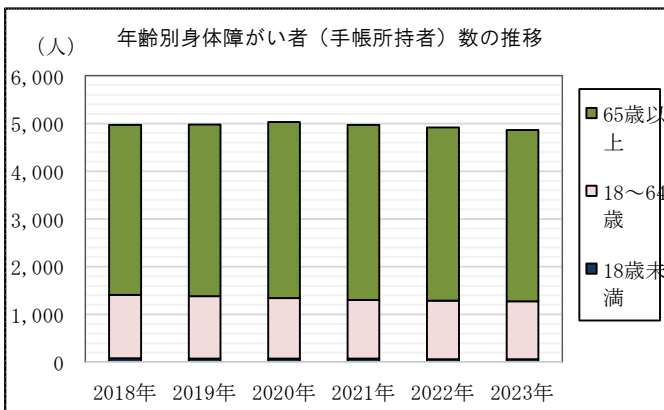
今回、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画「あしかがし障がい児者福祉プラン（第7期計画）」を策定しました。

足利市障害者計画（第7期）

◇障害者計画とは、障がい者の地域生活を総合的、計画的に推進するために障がい者施策の基本的な理念や事項を定めたものです。

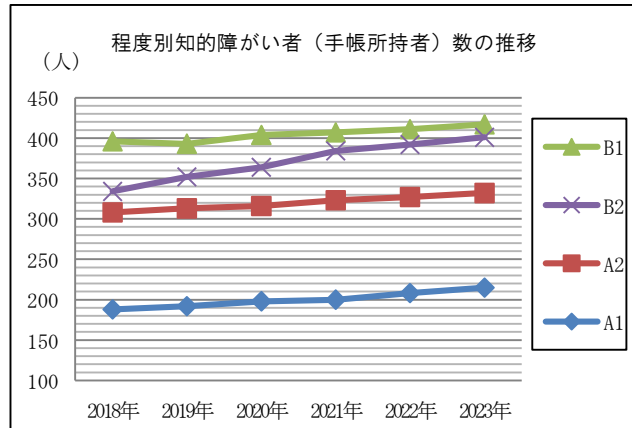
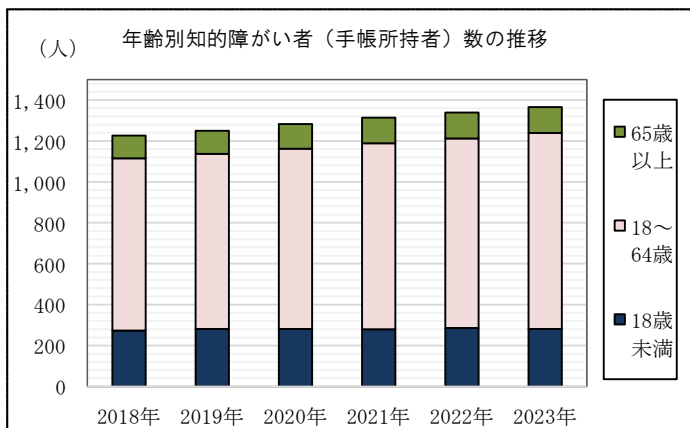
足利市の障がい者の状況

身 体



- ・身体障害者手帳を持っている人の数は減少傾向である。
 - ・障がい種別は肢体不自由が減少、内部障がい(心臓、腎臓等)、聴覚・平衡障がいが増えている。
 - ・程度別で2、3、5級が減少傾向にあり、その他の等級はほぼ横ばいである。1級が一番多い。
 - ・高齢者の占める割合が増加傾向にある。
- 身体障がい者は、内部・聴覚平衡障がいが増えている。また、高齢化が進んでいる。**

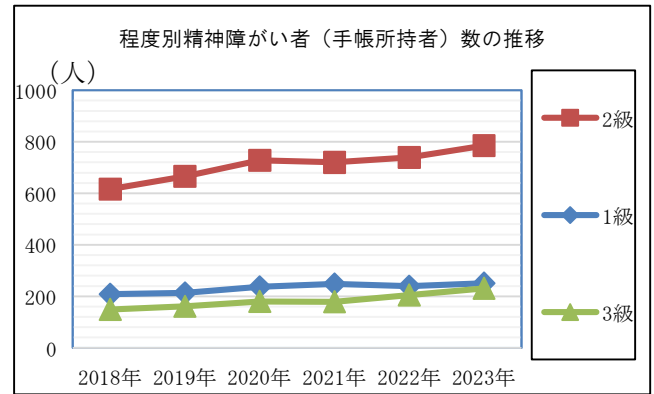
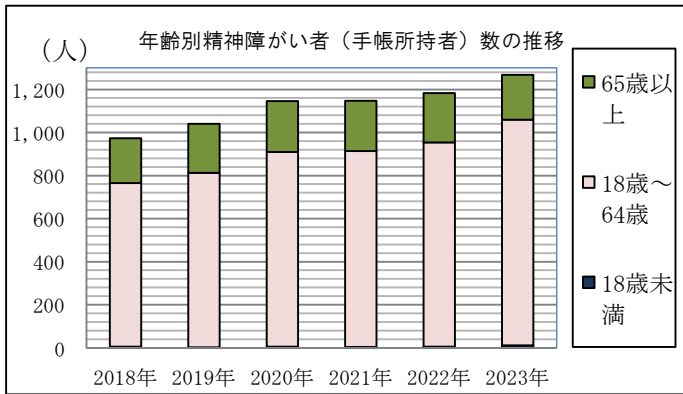
知 的



- ・療育手帳を持っている人（知的障害）の数は少しずつ増加している。
- ・年齢別では、18歳以上が増加している。
- ・程度別では各程度で増えているがB2が大きく増加している。

知的障がい者は、全体的に増加傾向、軽度の人が増加している。

精神



- ・精神障害者保健福祉手帳を持っている人は大幅に増加している。
- ・年齢別で見ると、65歳未満が増加、65歳以上はほぼ横ばいである。
- ・程度別にみると、すべての程度で増加している。
- ・知的・精神障害分野の研究が進み、自閉症、学習障がいなどの発達障がいや脳への受傷等による後遺症として発症する記憶障がい、行動障がいなどの高次脳機能障がい精神障がいとして分類されている。

精神障がい者は、全体的に増加傾向。障がいが細分化されている。

市内の障害者手帳所持者の状況から

- ・平均寿命の延伸に伴う障がい者の高齢化
- ・知的・精神障がい者の増加、細分化

などの、足利市の障がい者の現状をうかがい知ることができます。

これにより、

- ・障がい者の高齢化や介護者の高齢化に対応できる
- ・障がいがあっても自立して生活していける

障がい者支援の体制が必要となります。

足利市障害者計画では、「障がい者の自立と社会参加」を基本目標に次の重点施策を中心とした各種施策に取り組んでいきます。

●共に生きる社会づくり

障がいのある人とない人とがお互いを理解、尊重し合いながら地域で共生するための社会のしくみづくりを進める。

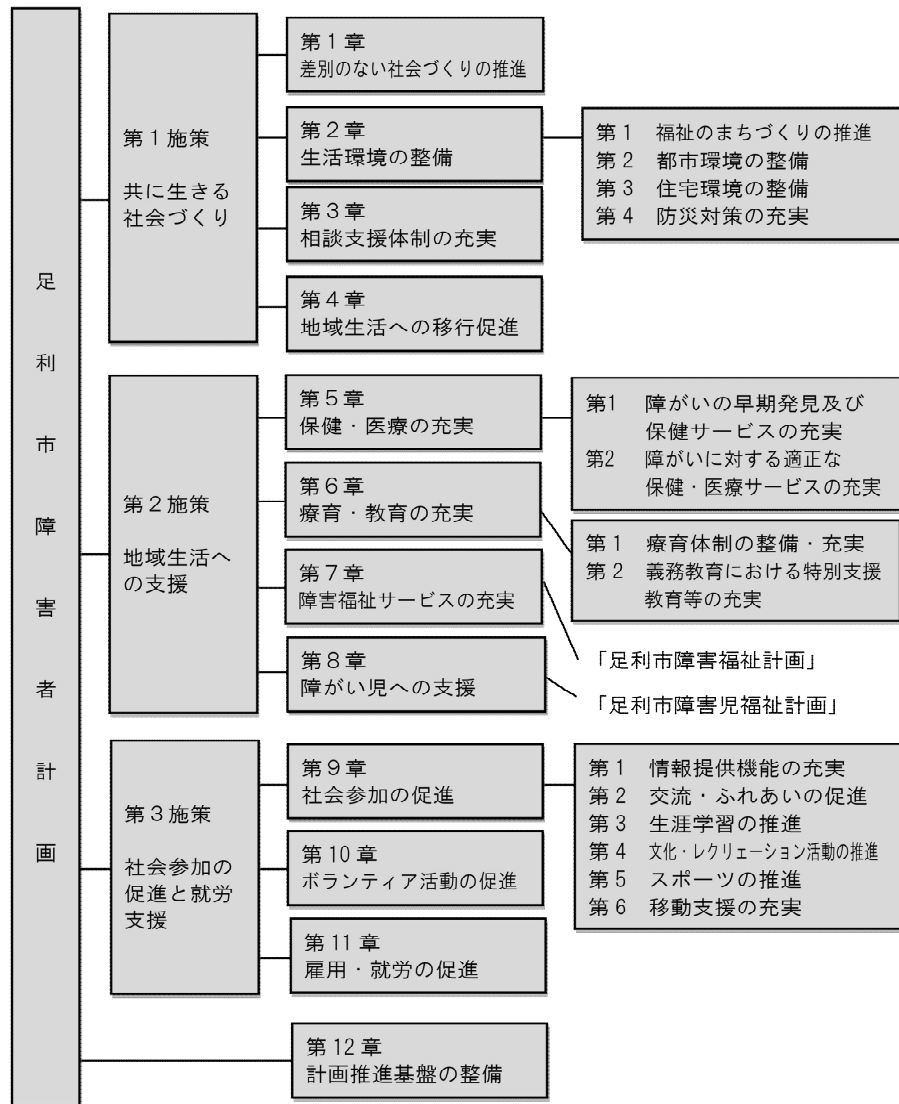
●地域生活への支援

障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービス等の充実や障がい児の支援を推進し、地域社会の一員として生活していくための支援体制を推進する。

●社会参加の促進と就労支援

障がい者が生きがいを持って自立した生活を営めるよう、雇用拡大やコミュニケーション機能の充実、移動支援を推進し、障がい者の社会参加を促進する。

施策の体系



第7期計画から新たに追加したもの（主なもの）

●障がい者のアクセシビリティ向上に向けた取り組みの推進

- ・ Net119 緊急通報システム…音声によらない 119 番通報（プラン掲載ページ P30）
- ・ 手話通訳者等派遣事業…令和 5 年度より市役所で実施（P49）
- ・ 視覚障がい者等への読書活動の推進…点字図書や朗読 CD の貸出、宅配等（P49）

●雇用・就労の推進

- ・ 事業者の合理的配慮の提供義務化…事業者へパンフレット配布等（P61）

●防災対策の充実

- ・ 避難行動要支援者名簿及び個別プラン作成シートの配付（P31）
- ・ 防災講座（出前講座）の実施、防災訓練に対する支援・助言（P31）
- ・ 指定避難所における要配慮者スペースの充実（P31）

プラン全文は <https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/health/000054/000285/p001903.html> にあります。

足利市障害福祉計画（第7期）・足利市障害児福祉計画（第3期）

◇障害福祉計画・障害児福祉計画とは、障害者計画のうち、障害福祉サービスや障害児通所支援等の必要量を見込むとともに、その確保のための方策を定めたもので、具体的目標や活動指標などを掲げています。

令和8年度までに達成をめざす目標 (P68)

- 福祉施設の入所者のうち2名が地域生活へ移行できるようにする。
- 精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉関係者等による協議の場を設置し、地域で支えるシステムをつくる。
- 障がい者やその家族が安心して地域で生活を送れるための地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実に努める。
- 就労系の福祉施設から年間8人が一般就労できるようにする。
- 児童発達支援センターと連携を図りながら障がい児の早期療育の充実に努める。
医療的ケア児等が円滑に支援を受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターの活用を図る。
- 足利市障がい者基幹相談支援センターの相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。
個別事例の検討を通して、地域サービスの基盤の開発・改善に努める。
- 障害福祉サービスの質を向上させるために県の実施する研修に市職員も参加する。

障がい者やその家族が地域で安心して自立した生活を送れるよう、一つでも多くの目標を達成するように取り組んでいきます。

◇障がい児者に提供するサービス等を計画的に提供するため、その年ごとのサービスの必要な見込み量を想定し、その確保のための方策を定めます。

福祉サービス等の必要な量の見込（主なもの） (P72)

(ひと月の提供量)

種 類		実績値	見込量 (10月時)		
		2022年10月	2024年度	2025年度	2026年度
居宅介護	(時間)	1,093	1,160	1,210	1,275
	(人)	70	74	77	81
生活介護	(人日)	7,922	8,048	8,090	8,133
	(人)	380	386	388	390
就労継続支援 (A型)	(人日)	1,393	2,090	2,505	3,002
	(人)	71	105	125	150
短期入所 (福祉型)	(人日)	163	177	184	186
	(人)	16	18	19	20
共同生活援助	(人)	226	245	258	273
施設入所支援	(人)	160	160	160	160
児童発達支援	(人日)	867	877	880	880
	(人)	199	202	210	210
放課後等デイサービス	(人日)	3,633	4,389	4,678	4,986
	(人)	243	292	318	347

- ・地域の関係機関と連携を図り、社会資源を有効に活用するための基盤づくりを進めます。
- ・相談支援体制の充実・強化を図るため、専門員の育成・質の向上に努めます。
- ・自立支援協議会の充実を図り、ネットワーク強化に努めます。
- ・グループホーム等の設置などサービスの基盤整備にあたっては、地域社会の理解・協力が不可欠であるため、地域住民、企業などへ幅広く啓発・広報活動を進めます。
- ・就労支援の推進は、分野を超えた総合的な取組みが不可欠であり、公共職業安定所、特別支援学校、企業、医療機関等による地域ネットワークの連携強化を図ります。

あしかがし障がい児者福祉プラン（第7期計画）概要版

令和6(2024)年3月

足利市役所健康福祉部障がい福祉課 326-8601 栃木県足利市本城三丁目 2145
TEL:0284-20-2169 FAX:0284-21-5404 MAIL:shogai-f@city.ashikaga.lg.jp

プランの全文は障がい福祉課のHPにあります。

<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/health/000054/000285/p001903.html>